

大使館からのお知らせ（ポーランドにおける「感染事態」時のビザ及び滞在許可証の自動延長について（4月2日））

<ポイント>

○「感染事態」時のビザ及び滞在許可証の自動延長

ポーランドでは、新型コロナウイルス（COVID-19）対策に関する特別措置法の改正により、「感染事態」時に失効するビザ及び滞在許可証が、「感染事態」の解除から30日間まで自動延長されますのでお知らせします。

- 「感染脅威事態」が宣言された3月14日時点で、ビザ、滞在許可証を所持、または査証免除期間により、合法的にポーランドに滞在していた場合、3月20日から実施されている「感染事態」の解除から30日間、次の通り、それぞれの期間が自動的に延長されます。
 - －「感染脅威事態」または「感染事態」の期間内に失効予定であった、ビザまたは滞在許可証による合法的な滞在期間
 - －滞在許可証の発給、ビザの延長または査証免除期間の終了に伴う滞在延長の申請期間
 - －労働許可証、季節労働許可証、外国人への労働委任証の有効期間
- また、各種事情により、ポーランドからの出国が求められる場合についても、「感染事態」の解除から30日間、出国が猶予されます。
- なお、ビザ及び滞在許可証の延長は各県の県庁が所管しておりますので、これらの滞在資格の延長を希望される場合は、「感染事態」の解除から30日以内に各県庁で所定の手続きを行ってください。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（+48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html